

3月の税務カレンダー

所得税・消費税 確定

国民健康保険税 第10期

注)長崎市ホームページより



令和3年度 税制改正大綱 その3

令和2年12月21日に令和3年度の税制改正大綱が閣議決定しました。

今回も、前回、前々回に引き続き一部ご報告します。

(1) 法人課税・・・中小企業の支援

① 中小企業向け投資促進税制等の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率(所得800万以下15%)の特例及び中小企業投資促進税制等を2年間延長します。

② 所得拡大促進税制の見直し

雇用量全体の給与等支給額に着目した要件に見直します。

(2) 資産課税・・・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税枠(1,500万円/令和3年4月以降縮小)を令和3年末まで据え置きます。

住宅用家屋の新築等に係る契約締結日		2021年(令和3)年非課税限度額	
		1月～3月	4月～12月
良質な住宅用家屋(*1)	消費税率10%	1,500万円	改正後 1,500万円 (改正前 1,200万円)
	上記以外(*2)	1,000万円	改正後 1,000万円 (改正前 800万円)
上記以外の住宅用家屋	消費税率10%	1,000万円	改正後 1,000万円 (改正前 700万円)
	上記以外(*2)	500万円	改正後 500万円 (改正前 300万円)

(*1)「良質な住宅用家屋」とは、①省エネルギー性の高い住宅、②耐震性の高い住宅、③バリアフリー性の高い住宅のいずれかの性能を満たす住宅をいう。

(*2) 個人間売買等(仲介を含む)により中古住宅を取得した者は、消費税等が課税されないため、「上記以外」に含まれる。

② 面積要件について、住宅ローン控除と同様の措置を講じます。

受贈者が、贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が、1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を50㎡以上から40㎡以上に引き下げます。

<温泉シリーズ・・・その3>

前回、長崎県近郊の温泉として「嬉野温泉しいばの湯」を紹介しましたが、嬉野より多少時間がかかりますが、「古湯温泉ONCLI(オンクリ)」もお勧めの温泉です。高速道路の「佐賀大和インター」を下車し、国道323号線を三ツ瀬方面に走行し、約20分程度で到着します。

背振山の麓にあり、露天風呂(外来入浴可)は、天山を眺めながら、38℃の少しぬるめの湯に浸かりながら廻りの景色に癒やされながら、ゆっくり、のんびりするのいいものです。ここの湯は「美人の湯」とも言われ、ぬるっとした湯触りはまた格別のものがあります。「オンクリ」の自慢は、温泉ですが1Fのイタリアンレストラン「セブリ」の食事もお勧めです。食事と温泉がセットとなったプランのありますので、事前に確認を！通常の外来入浴料金は1,200円ですが、セット料金の場合、半額となります。